

金融機関向けIFRS最新情報

IASB再公開草案「リース」公表後の動向

有限責任監査法人 トーマツ

2015年2月



2015年2月19日 IASB会議

リース

記: 2015年2月19日

概要

- IASBは、以下について暫定決定した
(IASB/FASBそれぞれの借手の会計モデルが異なり、異なる要求事項の検討が行われたことから、議論はFASBと別個に行われた)
 - i. 従来、オペレーティング・リースに分類されていたリースに係る経過措置
 - ii. セール・アンド・リースバックに係る経過措置
 - iii. サブリースに係る経過措置
 - iv. リースの定義に係る経過措置
 - v. 少額資産のリースの免除
 - vi. サブリースの中間の貸手の割引率に係る追加的な指針
- 会議における暫定決定の概要は次のとおり

次のステップ

- 今回の議論により、技術的な審議は完了しており、必要に応じて、その他の細かな論点についてのみ、将来の会議において審議される予定

経過措置—従来、オペレーティング・リースに分類されていたリース(1/2) (アジェンダペーパー3A)

スタッフの提案

■ スタッフの提案の簡潔な要約は以下のとおりである

- a. 借手は、移行に関して完全遡及アプローチ又は修正遡及アプローチのいずれかを選択できる。
借手は、選択したアプローチをオペレーティング・リースのポートフォリオ全体に一貫して適用する
- b. 修正遡及アプローチのもとでは以下を行う
 - i. 借手は、比較可能額の修正再表示は行わない
 - ii. 借手は、当初適用日において新たな会計基準の当初適用の累積的影響を利益剰余金(又は、適切な資本の他の部分)の期首残高の調整として認識する
 - iii. 借手は、リース負債を、残存リース料を当初適用日の借手の追加借入利率を用いて割引いた現在価値により測定する
 - iv. 借手は、当初適用日の使用権資産について、リースごとに、以下の2つの測定のアプローチの選択が認められる
 - 使用権資産を、新たなリース会計基準が当初から適用されていたとして測定するが、割引率は当初適用日の借手の追加借入利率を用いる
 - 使用権資産をリース負債と同じ金額で測定し、以前に認識した前払又は未払リース料の金額で調整を行う
 - v. 借手は、単一の割引率を合理的に類似する性質のリースのポートフォリオに適用できる
 - vi. 借手は、使用権資産を以前に認識した不利なリースの引当金の金額により調整する
 - vii. 借手は、リース期間の終了が当初適用日から12ヶ月以内であるリースについて、明示的な認識及び測定免除を適

用できる

- viii. 借手は、当初直接コストを使用権資産の測定に含めなくても良いとする、2013年EDで提案された軽減措置を適用できる
- ix. 借手は、契約がリースの延長又は解約オプションを含んでいる場合のリース期間の決定のように、後に入手した情報を使用できるとする、2013年EDで提案された軽減措置を適用できる
- x. 当初適用日を含む年次報告期間において、IAS第8号の開示の要求事項に替えて以下の開示を行う。
 - その報告期間においてIAS第17号が適用されていた場合、報告されていたオペレーティング・リースのコミットメント
 - 当初適用日における加重平均追加借入利率
 - 以下の(a)(b)の間の相違の説明
 - (a) 当初適用日を含む年次報告期間の期末日における、IAS第17号のもとで報告されていたオペレーティング・リースのコミットメントを、当初適用日の追加借入利率で割引いた結果
 - (b) その報告期間の期末日における貸借対照表上で認識されるリース負債
 - その報告期間においてIAS第17号が適用されていた場合、認識されていた賃借料

経過措置—従来、オペレーティング・リースに分類されていたリース(2/2) (アジェンダペーパー3A)

スタッフの提案

- リース会計基準において、サブリースの会計処理の除外とともに、貸手が当初適用日に実行中のリースについて現行の会計処理の適用の継続を要求することを提案した
- IFRSの初度適用企業に関しては、以下を提案した
 - i. 借手が比較可能額の修正再表示を必要としない軽減措置
(すなわち、初度適用企業は修正遡及アプローチのもとで比較可能額の修正再表示が要求される)
 - ii. 借手にリース期間の終了が当初適用日から1年以下であるリースについて認識及び測定を明示的に免除する軽減措置
 - iii. アジェンダペーパーの6(b)(x)項に記述された特別な開示の要求事項(上記のポイントx.参照)を除外するとともに、IFRS第1号において初度適用企業に修正遡及アプローチを認める

審議会の暫定決定

- 審議会メンバーの賛否は以下のとおり
 - 1. 移行に関して借手に完全遡及アプローチ又は修正遡及アプローチのいずれかを選択することを認めるスタッフの提案に賛成した
(13名が同意)
 - 2. アジェンダペーパーに含まれている修正遡及アプローチについてのスタッフの提案について賛成した
(概略については12名が同意、開示の要求事項については8名が同意)
 - 3. 貸手に当初適用日に実行中のリースについて、サブリースの会計処理の除外とともに、現在の会計処理の適用を継続することを要求するスタッフの提案に賛成した
(全員が同意)
 - 4. 初度適用企業に係るスタッフの提案に賛成した
(13名が同意)

経過措置—セール・アンド・リースバック取引 (アジェンダペーパー3B)

スタッフの提案

- 以下はスタッフの提案の要約である。
 1. 新たなリース会計基準は、IFRS第15号にしたがって売却が生じたか否かを決定するため、過去のセール・アンド・リースバック取引の再評価を要求しない
 2. IAS第17号によりファイナンス・リースに分類されたセール・アンド・リースバック取引に関して、売手/借手は、セール・アンド・リースバック契約特有の遡及的な会計処理を行わない
 3. IAS第17号によりオペレーティング・リースに分類されたセール・アンド・リースバック取引に関して、売手/借手は、セール・アンド・リースバック契約特有の遡及的な会計処理を行わない。
代わりに、スタッフは、売手/借手が以下の会計処理を行うことを提案する
 - i. リースバック取引を当初適用日に実行中の他のオペレーティング・リースと同じ方法で会計処理する
 - ii. 当初適用日において市場から外れた条件に関連する繰延損失をリースバックの使用権資産の調整として会計処理する
 - iii. 当初適用日において市場から外れた条件に関連する繰延利益をリース負債の調整として会計処理する
 4. 売手/借手に、当初適用日以降に締結した新たなセール・アンド・リースバック取引についてのみ、部分的に利得を認識するアプローチの適用を要求する

審議会の暫定決定

- 審議会は以下を決定した
 1. 会計基準において、過去のセール・アンド・リースバック取引についてIFRS第15号にしたがって売却が生じたか否かを決定するための再評価を行うべきでないことを示す(注:その議論において、「要求しない」の代わりに「すべきでない」の用語に変更することが提案された)
 2. IAS第17号によりファイナンス・リースに分類されていたセール・アンド・リースバック取引についてのスタッフの提案に賛成した
 3. (市場から外れた条件により生じた繰延利益を負債ではなく使用権資産の調整とする、ある審議会メンバーの提案による修正とともに)IAS第17号によりオペレーティング・リースに分類されていたセール・アンド・リースバック取引についてのスタッフの提案に賛成した
 4. 部分的に利得を認識するアプローチについてのスタッフの提案に賛成した

経過措置—サブリース (アジェンダペーパー3C)

スタッフの提案

- サブリースに係る経過措置に関して、スタッフは、新たなリース会計基準において、中間の貸手に、以下を要求することを提案した
 - a. 新たなリース会計基準のもとでオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれに分類されるかを決定するために、当初適用日において各々の現行のサブリースを再評価する
 - b. その際に、原リース及びサブリースの残存契約期間の再評価に基づく
 - c. IAS第17号ではオペレーティング・リースに分類されたが新たなリース会計基準ではファイナンス・リースに分類されたサブリースについて、当初適用日において締結されたファイナンス・リースとして会計処理する

審議会の暫定決定

- すべてのメンバーがスタッフの提案に同意した

経過措置—リースの定義 (アジェンダペーパー3D)

スタッフの提案

- スタッフは、新たなリース会計基準において、企業に、当初適用日において実行中のすべての契約(すなわち、以前に現行のIAS第17号「リース」及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」の要求事項により評価され、当初適用日において存在している契約)について、リースの定義の適用の免除を認める(「要求しない」ではない)ことを提案した。
したがって、
 - a. 企業は、現行のIAS第17号及びIFRIC第4号の要求事項によりリースを含んでいるとされた契約を、新たなリース会計基準の適用の際にも、リースを含んでいるものとして会計処理を継続する
 - b. 企業は、現行のIAS第17号及びIFRIC第4号の要求事項によりリースを含んでいないとされた契約を、新たなリース会計基準の適用の際にも、リースとして会計処理する必要はない
- スタッフは、また、企業がリースの定義の適用の免除を選択した場合、以下を行うことを提案した
 - a. 当初適用日において、これ(リースの定義の適用の免除)をすべての契約に適用する
 - b. その事実を開示する

審議会の暫定決定

- すべてのメンバーがスタッフの提案に同意した

少額資産のリース (アジェンダペーパー3E)

スタッフの提案

- スタッフは、少額資産についての認識及び測定の特免を新たなリース会計基準に含める場合、この特免の文案について、2014年3月の合同会議で示されたアジェンダペーパー3Fで議論されたものに基づくことを提案した。
- ただし、アウトリーチ活動で識別された情報に照らして、スタッフは、IASBが少額資産の特免に以下の要素を含めることの検討を行うことを提案した。
 - a. 少額資産の特免を、他のリースされた資産に依存しない又は他のリースされた資産と高度な相互関係がない資産のリースにのみ適用する要求事項
 - b. 結論の根拠における、その特免の審議の際にIASBが念頭に置いた定量的な閾値の議論
 - c. 結論の根拠における、少額資産のリースの特免を導入後のレビューにおいて特に焦点が当てられることの記述

審議会の暫定決定

- 審議会は、以下を決定した
 1. 少額資産のリースについての認識及び測定の特免を含めるスタッフの提案に賛成した
(11名が同意)
 2. 少額資産の特免を、他のリースされた資産に依存しない又は他のリースされた資産と高度な相互関係がない資産のリースにのみ適用するスタッフの提案に賛成した
(13名が同意)
 3. その特免の審議の際にIASBが念頭に置いた定量的な閾値の議論を加えるスタッフの提案に賛成した
(12名が同意)
 4. 少額資産のリースの特免を導入後のレビューにおいて特に焦点が当てられることの記述を結論の根拠に加えることには賛成しなかった

サブリースのその他の論点 - 割引率 (アジェンダペーパー3F)

スタッフの提案

- スタッフは以下を提案した
 - 中間の貸手に、サブリースの計算利率が容易に決定できない場合に、ファイナンス・リースに分類されたサブリースを会計処理するために、原リースにおいて使用された割引率の使用を認める

審議会の暫定決定

- すべてのメンバーがスタッフの提案に同意した

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング株式会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited